管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

広島県人事委員会
委員長　加　藤　　誠

広島県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 組織：知事部局 本庁 担当課長（政策監（人事委員会の定めるものに限る。））	別表第一（第一条関係） 組織：知事部局 本庁 担当課長（デジタル県庁推進担当課長、交通対策担当課長、高等教育担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ワクチン政策担当課長、医療機能強化担当課長、ため池・農地防災担当課長、建設ＤＸ担当課長、政策監（人事委員会の定めるものに限る。））
組織：教育委員会 本庁 担当課長（個別最適な学び担当課長）	組織：教育委員会 本庁
備考　知事部局の部における部長及び担当監とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、同部における担当課長とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、教育委員会の部における担当課長とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。	備考　知事部局の部における部長及び担当監とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。

附　則

この人事委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。